報道資料

実はここにも 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成２５年２月２７日
関東管区行政評価局

自動車重量税の納付方法等の周知（あっせん）

総務省群馬行政評価事務所に、次のような行政相談が寄せられましたので、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博 埼玉県立大学理事長 埼玉県経営者協会特別顧問ほか７名）において検討した結果、自動車重量税の納付方法等について、広報資料等を活用するなどして制度の周知に配慮する必要があるとの意見を踏まえて平成25年２月27日、関東運輸局に対してあっせんしました。

（注）「あっせん」とは、国民の皆様から行政機関等に対する苦情を受け付け、必要な調査を行った上で、行政機関等に問題があれば、その問題について改善策を示し行政機関等に対し改善を要請する（求める）ことを言います。

【相談要旨】

私は、平成22年３月に修理工場に頼んで自動車の継続検査を受けた。自動車の車検有効期間満了日は同年４月７日であったが、修理工場から『４月から自動車重量税が安くなるが、３月中に車検を受けて多く納税しても後で還付される。』と聞いていたので、車検場の混雑状況等を勘案して早めにお願いしたものである。しかし、車検証が同年３月31日付で交付された後、群馬運輸支局に確認したところ、自動車重量税の還付はないとの回答だった。

継続検査が可能な同一期間内において、自動車重量税額が異なることに納得できない。同税の税額改正の適用日については、車検有効期間満了日に対応するようにしてほしい。

本件申出の背景

本件申出は、自動車重量税の税率の適用日等について、自動車検査（以下「車検」という。）を行った車検事業者が、制度を誤認して還付が可能であると考えていたことにより生じた問題である。

具体的には、税率の適用日は自動車検査証の有効期間起算日であり、自動車重量税額改正の適用日前に車検を行い、その時点の税率で自動車重量税を納付したとしても、後日軽減された税額との差額は還付されると納税義務者に教示を行っていたものである。

しかしながら、自動車重量税は、自動車重量税法等により自動車検査証が返付されるまでに納付すべきものと規定されており、その税額は自動車検査証が返付された日の税率が適用されるものである。

関係機関の意見

○　自動車検査関連民間団体

車検の受検時期については、いつまでに行わなければならないというものではなく、自動車検査証の有効期間満了の前の場合もあれば、満了後の場合もあり、自動車検査証の有効期間と連動しているものではない。

一般的に自動車重量税は、車検費用の一部として捉えられていることが多く、車検を受ける際にその時点の税額で納付しており、各車検事業者とも後日還付されることがあるとの認識はないものと考えられる。

○　関東運輸局

自動車重量税に関する改定は、平成 21 年４月、22 年４月及び 24 年５月に行われているが、その際、ホームページ、チラシ等で改定に係る周知を行っている。

また、税額及び納付方法に関しては、自動車重量税法等で規定されているところであるが、過去の改定において、本件個別事案と同様な修理工場の錯誤によるトラブルは発生していないと認識している。

以上のように、本件個別事案において、修理工場が錯誤により自動車重量税を自動車検査証の有効期間に対応した税金であるかのような説明や、一旦納税しても差額が還付されるとの説明を行ったこと自体、当局としては全く想定し得ないことであり、

また、過去に同様の事例があったことも聞いたことがない。

改善の必要性

関係機関の意見からも、一般の車検事業者は、適正な自動車重量税の納付方法等を認識しているものと思われるが、納付方法等を誤認している車検事業者が存在していたことも事実であり、今後もこのような無用のトラブルが発生するおそれも想定される。

（あっせん等の要旨）

関東運輸局は、今後、車検事業者が自動車重量税の納税義務者に誤った納付方法等の教示を行わないよう広報資料等を活用するなどして制度の周知に配慮する必要がある。

【連絡先】関東管区行政評価局総務部　首席行政相談官室
林、　坂口
電　　話：０４８－６００－２３１３
Ｆ　Ａ　Ｘ：０４８－６００－２３３５